

健康保険法等の一部改正による取り扱い の変更および被扶養者に係る認定について

この度、下記につきまして厚生労働省より取扱いが変更になることが示されましたので、お知らせいたします。

記

■高額療養費及び高額介護合算療養費（70 歳以上）の所得区分について

70 歳以上の高額療養費及び高額介護合算療養費の支給において、所得区分に応じた自己負担上限額が定められていますが、令和 6 年国民年金法第 26 条に規定する老齢基礎年金（満額）が 80 万円を超えることに伴い、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、所得区分の基準の一部である「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の収入金額が 80 万円から 80.67 万円に改正されます。

- ・施行日

令和 7 年 8 月 1 日

■19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

令和 7 年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の方への特別扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、被扶養認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合の取扱いが変更になります。

- ・年間収入

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とする方について、当該認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満となります。

なお、年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、従来通りとなります。

- ・年齢要件

該当年の 12 月 31 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満である方が対象となります。

- ・対象外となる続柄

続柄が「配偶者」の場合は対象外となります。

なお、届出はしておらず事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含まれます。

- ・適用日

令和 7 年 10 月 1 日